



# 消防団の組織概要

令和2年4月1日現在

都道府県名	京都府	所在地	〒621-8501		
市町村名	亀岡市		京都府亀岡市安町野々神8番地		
消防団事務所管	総務部自治防災課消防係	電話番号(直通)	0771-22-0119	FAX	0771-23-4535
消防団名	亀岡市消防団	メールアドレス	syoubo@city.kameoka.lg.jp		

組織	分団数	19	分団	ホームページURL	<a href="http://www.city.kameoka.kyoto.jp/bousai/syoboudan.html">http://www.city.kameoka.kyoto.jp/bousai/syoboudan.html</a>	
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント		
	方面隊数	0	隊			
	部数	37	部			
	班数	73	班			
団員数	条約定数	900	人	<p>【組織概要図】</p> <pre> graph TD     A[消防団本部] --- B[亀岡分団]     A --- C[東別院分団]     A --- D[西別院分団]     A --- E[曾我部分団]     A --- F[吉川分団]     A --- G[蔦田野分団]     A --- H[本梅分団]     A --- I[畑野分団]     A --- J[宮前分団]     A --- K[東本梅分団]     A --- L[大井分団]     A --- M[千代川分団]     A --- N[馬路分団]     A --- O[旭分団]     A --- P[千歳分団]     A --- Q[河原林分団]     A --- R[保津分団]     A --- S[篠分団]     A --- T[つつじ分団]     B --- B1[1部]     B --- B2[3班]     C --- C1[1部]     C --- C2[3班]     D --- D1[1部]     D --- D2[3班]     E --- E1[4部]     E --- E2[9班]     F --- F1[1部]     F --- F2[2班]     G --- G1[3部]     G --- G2[4班]     H --- H1[2部]     H --- H2[4班]     I --- I1[1部]     I --- I2[3班]     J --- J1[1部]     J --- J2[3班]     K --- K1[1部]     K --- K2[2班]     L --- L1[2部]     L --- L2[4班]     M --- M1[2部]     M --- M2[5班]     N --- N1[2部]     N --- N2[4班]     O --- O1[2部]     O --- O2[4班]     P --- P1[2部]     P --- P2[4班]     Q --- Q1[1部]     Q --- Q2[2班]     R --- R1[2部]     R --- R2[5班]     S --- S1[5部]     S --- S2[9班]     T --- T1[3部]                     </pre>		
	実員数	895	人			
	男性団員数	856	人			
	女性団員数	39	人			
	基本団員数	895	人			
	大規模災害団員数	0	人			
	その他の機能別団員数	0	人			
職業構成別団員数	国家公務員	18	人			
	地方公務員	78	人			
	都道府県職員	12	人			
	市区町村等職員	66	人			
	特殊法人等公務員に準ずる職員	43	人			
	農協職員	22	人			
	日本郵政グループ	15	人			
その他	741	人				
消防団活動事例・PR等	<p>亀岡市消防団では消防団員を募集しています！満年齢18歳以上で、亀岡市内に居住している人であれば入団できます。消防団員の年齢層は幅広く、自営業者、サラリーマン、学生など男女問わず、さまざまな人たちが集まった仲間です。消防団の活動を通じた絆は大変強いものがあります。地域に貢献したい人、これから何かはじめてたいと考えている人、充実した生活を送りたい人、入団をお待ちしております。</p>					
	報酬	報酬額(階級:団員)	年額		18,000	円
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500		円	
手当	火災出動	2,000	円			
	(参考)交付税単価	7,000	円/回			

※1:「消防団の組織概要等の調査」による  
 ※2:火災出動に関し、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。  
 もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。  
 ※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。